

## 第 7 部 会

### 鹿 島 開 発 と 学 校

#### —— 鹿島臨海工業地帯における教育調査報告 ——

東京大学 阿久津 一 子

井 上 英 之

茨城県鹿島臨海工業地帯の開発構想は1960年代日本の全国総合開発計画（旧全総）の最終段階における大規模拠点開発構想として具体化され、その実施過程で露呈したさまざまな現実的諸問題の検討は、70年代新全国総合開発計画の展開を展望するうえで不可欠の課題といえよう。本報告のねらいは、60年代後半から70年代にかけての地域開発計画として、鹿島地域における教育計画がどのような特徴と問題点をもっているかを開発の現実のなかから明らかにすることである。

松原治郎氏の先駆的な指摘によれば、60年代後半の地域開発政策は、地域格差是正、後進地域の地域性に即した拠点開発、住民福祉の向上を目的とする社会開発論を標榜している。ここでは50年代後半以降支配的であった「人間能力の開発理論」は、もはや教育計画策定の基本原理たりえず、人間福祉を指標とする教育社会資本の充実、コミュニティ形成における住民参加と社会資本の重視が、地域開発計画の一環としての教育計画の特徴とされる。

本報告の着眼は、鹿島開発構想が、社会開発論的発想の展開と帰結を予見する重要な素材となっているという点にある。教育計画論においてもその傾向は明瞭に看取されるのである。問題は単に鹿島開発における教育計画の社会開発論的特質を浮きぼりにすることではなく、むしろ、すでに10年を経過した開発の現実のなかから、社会開発論それじたいの討究をすすめることであろう。その点では、本報告は、きわめて不十分な中間報告にとどまっているが、以下に、主な論点を指摘して、今後の研究方向を示しておきたい。

第一に開発地域における教育計画の主体の問題である。

周知のごとく、鹿島開発が新しい地域開発として注目されたのは、農工商全と三十万都市計画構想にもとづく土地利用計画において「人間性の勝利」を理念とする社会開発論的発想をうちだしたことであった。広大な工業地帯を中心として周辺部に住宅、準工業地域、農業地帯、緑地帯を配置し、街路、交通、上下水道、公園、レクリエーション施設、公害対策施設、医療衛生施設など、開発規模にみあった「主要設備の整備」がおこなわれる計画である。教育計画の中心課題は、この都市計画の一環として教育文化施設を大幅に拡充整備することであり、総事業費224億円余を計上して1975年までに幼稚園51、小学校35、中学校18、高等学

校11、公民館24、その他の新設が予定されている。しかし、計画の遂行は、最初の数校の新設の段階から用地買収が難行し、全面的な計画実現の見通しは、全くたっていない。このことは、単に教育文化施設のみでなく、生活環境、文化レクリエーション施設の全般に共通しており、地域住民の大きな不満となっている。

問題の本質は、開発の死活を制する用地取得の機関として、県開発部の出先機関である開発組合が、三町を統轄して土地買収の一切の権限を掌握しているのに対し、町側の土地利用計画は裏づけをもち、事実上主体的な町づくりを推進することが不可能であるという点にある。六・四方式による土地提供も代替地が補償されず、多くの農民は転業を余儀なくされ、農工両全はユートピアであったことが明らかになっている。ましてや都市計画は、机上のプランのまま進行していない。県に直結する開発組合という土地取得機構に規定される開発行政と、町の主体性を要求される生活福祉行政、教育行政との矛盾は、社会開発論の示すようには、予定調和的に解決されてはいないというのが鹿島の現実であろう。教育行政においては、住民参加の提唱にもかかわらず、広域行政化が積極的に推進されているのである。

教育計画の主体の問題は、単に組織的な問題にとどまらず、より深く、教育の現場が開発に対処する主体的な姿勢、努力の全体を意味している。しかし、地域開発が地域住民と児童の生活に激変をもたらすと予想に対して、これを教育的問題として受けとめ、積極的に解決に寄与しようとした動向は皆無であったといつてよい。このため、鹿島における教育計画は、“人間性の勝利”をめざす開発という標榜に比して著しく貧困であり、当初は、施設拡充計画以外にはほとんどみるべきものがない。教員組合、PTAなど教育運動の主体たるべき組織が、開発問題に全く受動的対応しかおこないえなかったのはなぜか、開発問題を正面にすえた教育実践がとりくまれなかったのはなぜか、という底深い問題への着目は、こんにちの鹿島の教育状況の解明に不可欠の視点であろう。開発による進学率の上昇という現象によってのみ、鹿島開発における教育の質の変化をとらえることはできない。

第二の問題は、コミュニティ形成における学校の目標、学校経営の課題である。

開発による直接的な影響の学校におけるあらわれは、転出入の激増と親の職業構成の変化である。工業団地の中心部の学校では、地つきの子どもに対して、転入児童の構成比が50%から70%にも及んでいる。数百名規模の学校で、65～67年の時期に年間100名前後の転入に達した例もみられる。転入児童の出身地は、北海道夕張、東京、四日市、水島、北九州など、全国各地にひろがっており、とりわけコンビナート地域が多い。地つきの子どもと企業団地の子どもは、親の職業や生活が全く異質であるのみならず、へき地農村と都市との文化的な落差と断絶をくっきりと示し、学力差も著しい。このような激変をこらえた学校は、例外なく「調和と融和」を第一目標にかかげ、流動性のなかに学校文化としてのユニティをうみだすことを余儀なくされている。ここで問題にされねばならないのは、開発によって生じた地域住

民の生活の諸問題や教育要求に対処する中心課題としてうただされた“融和”という教育目標は真に何を解決するのかという点である。

近年、教育委員会は「教育実践と結びついた教育計画」を提唱している。なかでも生徒指導の領域では、三町の連絡会議や県の研修講座などが強化され、融和の教育目標をもっとも具体的に体现する活動となっている。この動向は直接的には非行対策を中心としており、警察との連携のもとでの地域的な生活指導体制の確立が志向されているのである。開発下の教育が産業教育振興を中心に構想されるのではなく、学校における融和、生徒指導の問題が前面に出ているところに、開発と教育をめぐる新たな段階を看取できよう。そこでは科学技術の発展と地域開発をもたらす明かるい未来よりも、子どもの人格や価値観、生活態度をめぐる危機が深刻に認識されはじめている。しかし、生徒指導はあくまで開発の結果に順応するための対策的治療的方法としてとらえられ、開発が何をもちたか科学の認識の追求は必ずしも正面にすえられていない。

以上の問題点を解明するうえで、第三に、われわれは住民運動の要求を基底として教育の本質を再構築せねばならないであろう。農工両全の破端のなかで、新全総に対する各地の住民の抵抗と呼応し、農民はみずからの生きる道を模索し、公害反対住民運動の努力は開発過程で無視されてきた住民自治の復権を主張しつつある。学校における進路指導、生活指導や、地域社会における学校の役割もまた、そのなかで方向づけられねばならないことは明らかである。